

公害関係法令事務マニュアル
大気汚染防止法届出の手引き
(特定粉じん（石綿）排出等作業編)

平成27年9月

宮 城 県

目次

1	定義	1
2	特定粉じん（石綿）排出等作業者の義務.....	1
3	届出書と添付書類.....	4
4	罰則	5
5	届出書の提出先，提出方法.....	5
6	届出書記載例.....	7

はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内で大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」といいます。）に基づく**特定粉じん排出等作業**を行おうとしている事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様の作業を行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課（電話 022-214-8222）へご相談ください。

1 定義

(1) 特定粉じん（法第 2 条第 9 項）

「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいいます。現在は「石綿」のみが対象です。

(2) 特定粉じん排出等作業（法第 2 条第 12 項）

「特定粉じん排出作業」とは、「特定建築材料」が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」といいます。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものをいいます。

※ 作業規模の大小は問いません。

(3) 特定建築材料（施行令第 3 条の 3）

「特定建築材料」とは、「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」をいいます。

※ 『石綿を含有する』とは、①建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたこと（意図的に含有させた場合には、石綿の含有量の多少を問わない。）、②意図的であるか不明な場合は、石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1 %を超えること（平成 18 年 9 月 5 日付け環水大大発第 060905003 号）をいいます。

（特定建築材料に該当する建築材料の例）

区 分	建 築 材 料 の 具 体 例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第二種、③石綿含有耐火被覆塗り材

○参考

アスベスト含有建材データベース（国土交通省，経済産業省）

<http://www.asbestos-database.jp/>

2 特定粉じん（石綿）排出等作業者の義務

(1) 作業実施届出（法第 18 条の 15）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」といいます。)の発注者は、特定粉じん排出等作業開始日※の 14 日前までに届け出なければなりません。

※ 特定粉じん排出等作業開始の日とは、除去等に係る一連の作業の開始日です。

(除去等に係る一連の作業の例)

- ・除去に先立ち作業区画の隔離，集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業
- ・特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業

また、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出てください。

なお、届出書を審査し、特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認められるときは、受理日から 14 日以内に計画変更命令が発せられる場合があります。（法第 18 条の 16）

(2) 解体等工事に係る調査及び説明等（法第 18 条の 17）

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。）に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所において公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。掲示内容は以下のとおりです。

調査結果，調査した者の氏名，住所，調査を終了した年月日，調査方法，解体等工事が特定工事に該当する場合は，特定建築材料の種類

(3) 作業基準の遵守義務（法第 18 条の 18）

特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、下表の特定粉じん排出等作業の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

なお、知事が作業基準に適合していないと認めるときは、作業基準に従うべきことを命じ、又は作業の一時停止を命ずることがあります。

(4) 特定粉じん排出等作業に係る基準（施行規則第 16 条の 4，別表第 7）

項	作 業 の 種 類	作 業 等 の 基 準
共 通 事 項	○全ての特定粉じん排出等作業	○見やすい箇所に次の掲げる事項を表示した掲示板を設けること。 1 作業実施届出書の記載事項 届出年月日，届出先，届出者の氏名又は名称，届出者の住所，法人にあっては，代表者の氏名 2 作業実施期間 3 作業の方法 4 現場責任者の氏名，連絡場所 5 事前調査結果（施行規則第 16 条の 10） ※周辺住民に見やすい場所に設置してください。

1	<p>○吹付け石綿が使用されている建築物等の解体作業</p> <p>○石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体作業</p> <p>※ただし、2項及び3項に記載のある作業は除きます。</p>	<p>○次に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除去を行う場所(以下「作業場」といいます。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 2 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z8122に定めるHEPAフィルターを付けた集じん・排気装置を使用すること。 3 作業開始前に集じん・排気装置の正常稼働を使用場所にて確認し、異常がある場合は補修等の必要な措置を講ずること。 4 作業開始前に作業場、前室の負圧を確認し、異常がある場合は補修等の必要な措置を講ずること。 5 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 6 作業開始後、速やかに集じん・排気装置の排気口において粉じん測定機器を用い、正常稼働を確認し、異常がある場合は直ちに作業を中止し、補修等の必要な措置を講ずること。 7 3, 4, 6の確認をした年月日、確認の方法、結果、確認者の氏名並びに補修等を講じた場合はその内容を記録し、特定工事期間中保存すること。 8 除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。
2	<p>○石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等を解体する際、これらを掻き落とし、切断、破砕以外の方法で除去する作業</p> <p>※ただし、3項に記載のある作業は除きます。</p>	<p>○次に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 2 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 3 除去後、養生を解くに当たっては、除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。
3	<p>○1項、2項に掲げる解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等の解体等に当たり、予め特定建築材料の除去が著しく困難な作業</p>	<p>○作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>○特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または補修する作業</p>	<p>○次の事項を遵守して除去し、囲い込み、又は封じ込めをするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除去する場合は、その方法に応じ、前記1項又は2項の方法で行うこと。

4	<p>※作業に伴い特定粉じんが飛散するおそれがある場合には、吹付け石綿の囲い込み・封じ込めについては上記1の作業基準に、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み・封じ込めについては上記2の作業基準に準じた措置を講ずる必要があります。 (H18.1.11 環境省水・大気環境局長通知)</p>
---	---

3 届出書類等

(1) 届出書及び添付書類

届 出 書	添 付 書 類	代用可能な書類 (労働安全衛生法における届出添付書類)
○特定粉じん排出等作業実施届出書 (様式第3の4) ○特定粉じん排出等作業の方法 (別紙)	○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○仕事を行う場所の周囲の状況及び周囲隣接地との関係を示す図面
	○特定粉じん排出等作業の工程を明示した、特定工事の工程の概要	○工程表※1 ○工法の概要を示す書面又は図面※1 ○労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面※1 ※1：特定粉じん排出等作業の工程が明示されているもの
	○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図(主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入)	○建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面※2 ※2：主要寸法、吹付け石綿使用箇所が記入されているもの
	○作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置)	○工事用の機械、設備、建設物等の位置を示す図面※3 ○労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面※3 ※3：作業場の主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置が記入されているもの

備考 (H9.12.12 環大規第32号)

- ① 2件以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物その他工作物、同一の工場又は同一の事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出をすることができます。(施行規則第13条第3項、第4項)
- ② 複数の特定粉じん排出等作業が、一連の工程で行われる場合は、作業の種類ごとに(解体作業又は改造・補修作業ごとに)、1作業とします。
- ③ 添付書類については、条件が満たされれば、労働安全衛生法における吹付け石綿除去作業等の実施に係る届出の添付書類の写しをもって代えることができます。

(2) 参考書類（届出書等の内容を確認するため、提出をお願いします。）

書 類	内 容
建築物等の概要	構造（鉄骨，鉄筋，木造等），建築年など
事前調査結果 (発注者への説明に用いた資料等)	調査方法・場所，調査を終了した年月日，調査結果，調査した者の氏名・住所，発注者への説明年月日
石綿含有廃棄物等の処理計画	発生量，処理方法，収集運搬業者，処分先，保管場所
掲示物の設置例	調査結果，調査した者の氏名・住所，調査を終了した年月日，調査方法，解体等工事が特定工事に該当する場合は，特定建築材料の種類が記載できるもの
環境測定計画 (実施する場合)	測定箇所，測定時期，測定の方法，測定事業者名
その他 (作業内容によって提出)	点検記録票（集じん・排気装置の正常稼働確認，負圧確認，集じん・排気装置の排気口における粉じん測定*），集じん・排気装置の排気能力計算結果

なお，上記その他で示す点検記録票のうち，集じん・排気装置の排気口における粉じん測定*（特定粉じん排出等作業に係る基準第1項6）を行った場合，当日中に各保健所・支所に報告してください。

4 罰則

大気汚染防止法	内 容	違反した場合の罰則
第18条の15 第1項	特定粉じん排出等作業実施の届出	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第18条の16	計画変更命令	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
第18条の19	作業基準適合命令	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
第26条	報告の徴収,立入検査	30万円以下の罰金

5 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

作業の実施場所を所管する保健所・支所に提出して下さい。

提 出 先	郵便番号	住 所	電話番号 FAX 番号	所 管 区 域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118 0224-53-3131	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506 022-367-6930	塩竈市，多賀城市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村

塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295 0223-22-3525	名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1(大崎合同庁舎内)	0229-87-8002 0229-22-9449	栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0812	石巻市東中里一丁目 4-32(石巻合同庁舎内)	0225-95-1418 0225-94-8982	石巻市, 登米市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-5127 0226-24-4901	気仙沼市, 南三陸町
(参考) 仙台市環境対策課 大気係	980-8671	仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町	022-214-8222 022-214-0580	仙台市

(2) 提出部数

届出書は添付書類も含めて、管轄保健所に正副各1部ずつ窓口に提出してください。なお、用紙は各保健所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。また、宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-taiki.html>)

(3) 届出者

届出者は発注者（代表者）です。現場責任者や下請人ではありませんので注意してください。

なお、届出前に上記問い合わせ窓口のほか、労働安全衛生法・石綿障害予防規則に基づく届出等が必要な場合がありますので、作業を実施する前に、実施場所の所在地を管轄する労働基準監督署にも併せて御相談ください。

労働基準監督署名	郵便番号	所在地・利用時間	電話番号 FAX 番号	管轄区域
仙台労働基準監督署	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 8:30~17:15 土・日・祝休	TEL 022-299-9071 FAX 022-299-9078	仙台市, 塩釜市, 名取市, 岩沼市, 多賀城市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡のうち富谷町
石巻労働基準監督署	986-0832	石巻市泉町4-1-18 8:30~17:15 土・日・祝休	TEL 0225-22-3365 FAX 0225-22-3368	石巻市, 気仙沼市, 東松島市, 牡鹿郡, 本吉郡
古川労働基準監督署	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47 8:30~17:15 土・日・祝休	TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968	大崎市, 加美郡, 遠田郡, 黒川郡のうち大和町, 大郷町, 大衡村
大河原労働基準監督署	989-1246	大河原町字新東24-25 8:30~17:15 土・日・祝休	TEL 0224-53-2154 FAX 0224-53-2188	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
瀬峰労働基準監督署	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8 8:30~17:15 土・日・祝休	TEL 0228-38-3131 FAX 0228-38-3132	栗原市, 登米市

宮城県内の労働基準監督署は、 http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kantoku/hello_1.html から確認できます。

7 届出書記載例

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

平成〇〇年△△月□□日

代表者印

宮城県知事 殿

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 仙台市青葉区本町3-8-1
 発注者氏名 株式会社宮城〇〇〇
 代表取締役 青葉太郎 印
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	◎◎市◎◎町◎-◎-◎ (特定工事の名称) □□ビル解体に伴うアスベスト除去工事		
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	△△△株式会社 △△市△△町△△-△ 代表取締役 宮城花子 電話番号△△△ - △△△-△△△△		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 ○ (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 平成27年9月1日 至 平成27年9月21日	※整理番号	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	147.5 m ² (別紙参照)		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 736.7 m ² (2階建) その他工作物	※備考
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社×××工業 ××市××町××-×× 宮城工事事務所 所長 ×××× 電話番号××× - ×××-××××	
事項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 □□町□□-□□ 有限会社□□□工業 □□ □□ 電話番号 □□□ - □□□-□□□□	

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
集 じ ん ・ 排 気 装 置	種類 ・ 型式 ・ 設置数	負圧除じん装置 ○○○123型 3台
	排気能力 (m ³ /min)	○○ m ³ /min (1時間当たり換気回数 7.3 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	外側フィルタ 10 μm + 中間フィルタ 5 μm + 内側 HEPA フィルタ 0.3 μm = 捕集効率 99.97 %
使用する資材及びその種類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん飛散抑制剤「○○○○○○○○○」 ・ 固化剤「○○○○○」 ・ 保護服「○○○○○」 ・ 養生シート (ポリシート t=壁 0.10mm・床 0.15mm) ・ 養生テープ (布粘着テープ幅 50mm) ・ 廃棄用ポリ袋
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		HEPA フィルタ付負圧除じん装置をセキュリティ区域の入り口から遠い位置に設置し、排気は室外に排出する。また、除去対象の石綿に飛散抑制剤を吹き付け、作業中は石綿濃度を低減するために随時抑制剤を作業場空間にもミストスプレーする。除去後下地に残った微量の石綿に固化剤を塗布する。

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。